



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆マルチ取引のトラブルに注意してください！

◆多重債務無料法律相談会を開催します

◆暖房器具の取り扱いに注意しましょう

◆消費生活センターからのお知らせ

11 November
月号

第44号



マルチ取引のトラブルに注意してください！

こんな相談がありました

知人に誘われて健康とビジネスに関するセミナーに参加した。そこで、ネットワークビジネスに関する説明を受けた。健康ドリンクを購入してそれを知人に売ったり、会員を紹介すると紹介料が入り、どうやら儲かるらしい。

マルチ取引とは・・・

商品やサービスを契約し、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく取引です。最近はネットワークビジネスとも呼ばれています。

実際に販売組織の会員になっても、自分のネットワークに物を販売することは難しくなかなか販売成果が上げられず、借金と品物だけが残ってしまったり、自らが販売・勧誘したことで友人等に負担をかけてしまうことになったりと、問題が起こりやすい販売方法です。



皆様へのアドバイス

- 「簡単に儲かる」「すぐに儲かる」などと言われても、簡単に収入が得られる保証はありません。
- 身近な人からの勧誘であっても、契約の意思がない場合は毅然とした態度で断りましょう。
- 万が一契約してしまっても、マルチ取引（ネットワークビジネス）の場合、契約書面を受け取ってから20日以内であればクーリング・オフすることができます。
- 不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれてしまった時は、お住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう。

多重債務無料法律相談会を開催します

宮城県では、多重債務問題に対応するため、多重債務に関する無料法律相談会を開催します。

「数社からの借入があり、今後の返済をどうしようか…。」「収入の予定が狂ってしまって、住宅ローンもあるし返済ができない…。」などのお悩みを抱えている方は、一人で悩まずに、まずは御相談ください。借金の問題は必ず解決できます！

相談は無料、秘密は厳守します。弁護士・司法書士・消費生活相談員が相談に応じます。また、借金などが原因で心の健康に不安（よく眠れないなど）がある方を対象に、「心の健康相談」も実施します。

個人の方を対象としますが、県庁会場のみ、下記定員とは別に、事業者の方の相談も受け付けます。御遠慮なくお問い合わせください。

相談会日程

開催日	会場	定員(個人)	相談会の内容
12月4日(水)	県大河原合同庁舎	16名	相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。ただし、栗原会場は午後1時からです。 相談時間は1人当たり原則1時間30分とします。(心の健康相談は別途)
	県栗原合同庁舎	4名	
	県石巻合同庁舎	16名	
12月5日(木)	県登米合同庁舎	8名	①消費生活相談員等による面談 ↓ (30分) ②弁護士又は司法書士による法律相談 (30分) ↓ ③消費生活相談員等による事後相談等 (30分) ☆希望する方は「心の健康相談」も受けられます。
12月6日(金)	県大崎合同庁舎	8名	
	県気仙沼合同庁舎	8名	
12月7日(土)	県庁	24名	
12月8日(日)	県庁	24名	

申込方法

- 事前予約制です。
- 予約受付期間：平成25年11月18日(月)から29日(金)まで

申込先

- 個人の方 宮城県消費生活センター 電話022-261-5164
予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 事業者の方(12月7日, 8日のみ)
東北財務局金融監督第三課 電話022-266-5703
予約受付時間 午前9時～午後5時45分

※ 予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は、引き続き予約を受け付けます。



暖房器具の取り扱いに注意しましょう

石油ストーブの火を消さずに給油し、火災

事例

火災が発生した。
(2011年1月 大阪府)



原因

石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに給油したところ、カートリッジタンクのふた（ネジ式）の締め方が不完全だったため灯油がこぼれ、ストーブの火に引火したものです。



石油ストーブに給油する際は、必ず火を消してください。カートリッジタンクのふたが完全に締まっているかどうか必ず確認してください。ガソリンと灯油を間違えないでください。

ゆたんぽで低温やけど

事例

ゆたんぽをカバーに入れて使っていたら、低温やけどを負った。(2010年11月 埼玉県)



原因

長時間、ゆたんぽに接触していたため、低温やけどを負ったものです。

低温やけどとは？

比較的低い温度（44℃～50℃）でも長時間にわたって皮膚の同じところに触れていると筋肉などが壊死するために「低温やけど」を負います。44℃では3～4時間以上、50℃では2～3分で「低温やけど」になるといわれています。



ゆたんぽや電気あんかは、厚手のタオルや専用のカバーなどで包んでも低温やけどを負うことがあります。就寝前にふとんの中に入れて、温まったらゆたんぽをふとんから出し、電気あんかはスイッチを切ってください。

「低温やけど」は、ゆたんぽやこたつなどの暖房器具のほか、カイロ、ノートパソコン、携帯電話などでも発生しますので、長時間、同じ部位が触れないようにください。また、違和感や熱いと感じたら直ちに使用を中止してください。

出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構リーフレット「つついっうっかりが思わぬ事故に」

消費生活センターからのお知らせ

DVD・ビデオ・パネル貸出中

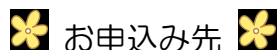
宮城県消費生活センターでは、消費者被害防止を目的とした啓発及び教育のため、DVDやビデオ、パネルを無料で貸出しています。貸出しのお申込みは、FAXまたはメールで受け付けております。

貸出物の一覧は、消費生活センターのホームページで御紹介しておりますので、是非御覧ください。



貸出物一覧

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/keihatsukyoku.html>



お申込み先

宮城県消費生活センター
(宮城県環境生活部生活・文化課相談啓発班)
TEL：022-261-5164
(啓発専用)

FAX：022-211-2959
メール：syoubuns@pref.miyagi.jp

出前講座を開催しています

宮城県消費生活センターでは、暮らしに役立つ知識を幅広く学ぶための消費生活講座を開催しています。御依頼に応じて、学校や企業、お住まいの地域に講師を無料で派遣いたします。



お申込み方法

お申し込みは、開催希望日の1ヶ月以上前にお願います。日程の調整が必要となるため、まずは下記までお電話下さい。



お申込み先

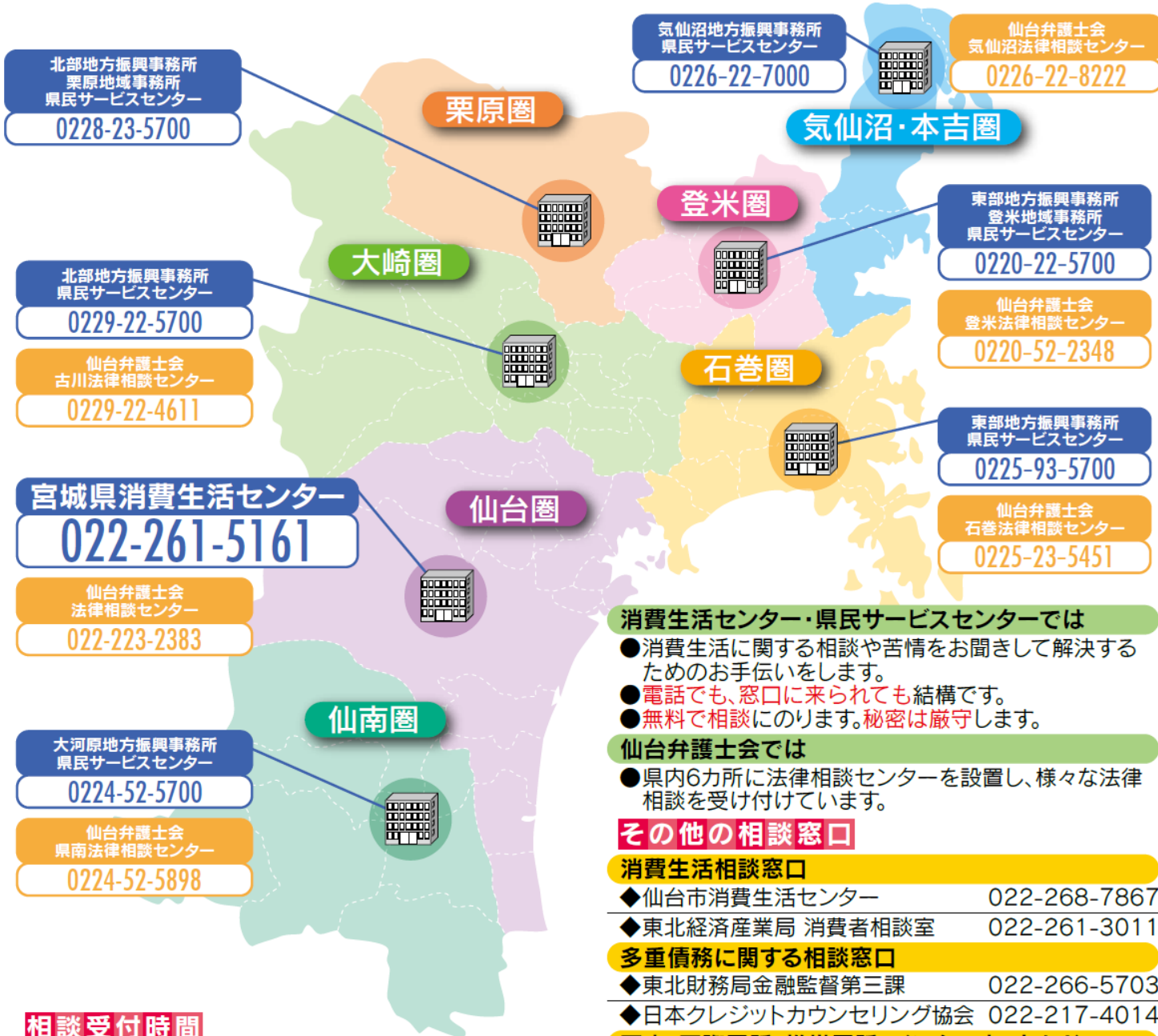
宮城県消費生活センター
(宮城県環境生活部生活・文化課相談啓発班)
TEL：022-261-5164
(啓発専用)



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

